

臨時増刊号の発行にあたって

理事長 竹 本 一 志

日本知的財産協会では、職務発明制度に関して、訴訟リスクの高まりと高額の特許請求判決への対応として、2001年よりプロジェクトチームを立ち上げ、企業競争力ひいては日本の産業競争力強化にとって本制度のあるべき姿について検討を続けております。

その間、2003年には当時の小泉政権のスローガン“知財立国の実現”の下、知的財産推進計画が策定され、その中の議論を経て、職務発明制度は2004年（平成16年）に改正されました（改正特許法第35条）。

その後凡そ10年が経過し、現安倍政権では、日本経済の再生を最大の政策として、「3本の矢」を基本方針とするアベノミクス、すなわち（1）大胆な金融政策、（2）機動的な財政政策、そして（3）民間投資を喚起する成長戦略、を掲げております。なかでも、わが国産業競争力強化のため、研究開発・イノベーションの促進を骨子とする「成長戦略」の策定・実行は、政策実現のために欠くことのできないものであります。

いうまでも無く、我々知的財産を創出・保護・活用し事業を行うJIPA会員企業にとってのイノベーションとは、新しいアイデアを新たな価値ある商品にまで仕立てあげ、社会に大きな変革を起こすことであります。日本経済再生の鍵としては、世界に先駆けてイノベーションを実現することが必要であり、そのためには、企業が研究開発投資や設備投資をする際に予測可能なリスクを積極的に取るように競争環境を整備することが必須であり、企業の自由な経済活動に対しての障害は直ちに撤廃されなければなりません。

このような観点から、職務発明制度を振り返ってみますと、今なお過度な負担を企業に課している本制度は、規制緩和の一環として抜本的に見直し、よりイノベーションに貢献できるよう、自由度の高い制度に変身すべきと考えます。

当協会は、一昨年前、他業界団体と共に職務発明制度フォーラムを共催し、本制度の課題を示すと共に、昨年4月には本制度のあるべき姿について提言をしております。また、本年3月には、平成25年度産業財産権制度問題調査研究「企業等における特許法第35条の制度運用に係る課題及びその解決方法に関する調査研究」の報告書も取りまとめられ、また今春には、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会にて特許法35条についての議論も開始されることとなっております。本臨時増刊号が、これを機に、JIPA会員企業および他の中小企業の現場の生の声・実態を広く共有することを通じて、制度改正への理解と促進の一助となることを期待しております。